

## 後期高齢者医療保険料特別徴収仮徴収イメージ

後期高齢者医療保険料が年金から天引き（特別徴収）されている場合、4・6・8月の保険料は原則として、2月の年金から天引きされた保険料と同額となります。下表の例をご参照ください。

（例）

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度	…	…	…	10,000円	10,000円	10,000円
現年度	10,000円	10,000円	10,000円	8,000円	8,000円	8,000円
翌年度	8,000円	8,000円	8,000円	…	…	…

- ①前年度2月の保険料が10,000円であった場合、現年度の4・6・8月の保険料は2月と同額の10,000円を仮に算定した保険料として納付します（仮徴収）。
- ②7月に現年度保険料の本算定後、年間保険料額から仮徴収済み保険料を差し引いた額を10・12・2月の3回に分けて納付します（上表の例では8,000円となります、本徴収）。
- ③現年度2月の天引き額が8,000円となったので、翌年度4・6・8月の天引き額は2月と同額の8,000円となります。

特別徴収による納付が継続される場合、例のような納付状況の継続となります。